

市町村における運転免許を自主返納した高齢者等に対する公共交通機関利用の優遇制度一覧

令和元年6月1日現在

市町村	事業内容	事業の対象となる者 ※詳細を要確認		
		免許証を返納した ～歳以上の高齢者	～歳以上の高齢者	その他
日立市	<ul style="list-style-type: none"> 茨城交通(株)でんてつハイカード 椎名観光バス(株)乗車回数券 日立市ハイヤー協会タクシー乗車券と茨城交通(株)でんてつハイカード または椎名観光バス(株)乗車回数券のセット 坂下地区みなみ号乗車券と茨城交通(株)でんてつハイカード または椎名観光バス(株)乗車回数券のセット 中里地区乗合タクシーなかさと号乗車券と茨城交通(株)でんてつハイカード または椎名観光バス(株)乗車回数券のセット <p>※希望するいずれかを1回限り交付</p>	免許証を返納した 65歳以上の高齢者		※詳細を要確認
	<ul style="list-style-type: none"> タクシー乗車費の一部助成（年限度額4,000円） 		<ul style="list-style-type: none"> 80歳以上の在宅で生活する方 70歳以上の在宅で生活する要支援1程度以上の方 	※詳細を要確認
	<ul style="list-style-type: none"> 路線バス運賃カードの割引販売 		70歳以上の高齢者	※詳細を要確認
土浦市	<ul style="list-style-type: none"> デマンド型福祉交通「のりあいタクシー土浦」の年会費を全額助成（13,000円分） 	免許証を返納した 65歳以上の高齢者		
	<ul style="list-style-type: none"> デマンド型福祉交通「のりあいタクシー土浦」の年会費を一部助成（11,000円分） 		65歳以上の高齢者	その介助者
古河市	医療機関等で受診等する際のタクシー代の助成		65～69歳の単身や高齢者のみの世帯 70歳以上の高齢者	※詳細を要確認
龍ヶ崎市	<ul style="list-style-type: none"> 龍ヶ崎市コミュニティバスの無料乗車券を進呈（1年間有効で支給は1回限り） 	免許証を返納した 70歳以上の高齢者		
	<ul style="list-style-type: none"> 龍ヶ崎市コミュニティバス限定、コミュニティバス・路線バス共通の定期券「おたっしゅパス」を販売 		70歳以上の高齢者	
下妻市	タクシー利用料金の一部を助成（初乗運賃）	免許証を返納した 65歳以上の高齢者	75歳以上の高齢者	※詳細を要確認
常総市	<ul style="list-style-type: none"> 予約型乗合交通『ふれあい号』利用券（20,000円分）を交付 ※平成30年1月4日から開始 	平成30年1月1日以降に免許証を返納した 65歳以上の高齢者		※詳細を要確認
	<ul style="list-style-type: none"> タクシー利用料金の一部を助成（初乗運賃） 		65歳以上の一人暮らしの場合であって、市外の病院に通院している方 65歳以上の寝たきりの方	※詳細を要確認

市町村	事業内容	事業の対象となる者 ※詳細を要確認		
		免許証を返納した ～歳以上の高齢者	～歳以上の高齢者	その他
常陸太田市	<ul style="list-style-type: none"> 市内路線バスICカード（10,000円分） 市内タクシー等利用券（10,000円分） いずれかを助成	免許証を返納した方 （年齢制限なし）		
	路線バス運賃の2分の1を割引（ICカード利用）		75歳以上の高齢者	
高萩市	タクシー利用券3万円分（500円×60枚）を交付	平成29年4月1日 以降にすべての免許証を返納した65歳以上の高齢者		※詳細を要確認
北茨城市	タクシー利用料金の一部を助成	免許証を返納した65歳以上の高齢者	免許証交付のない65歳以上の高齢者	※詳細を要確認
笠間市	<ul style="list-style-type: none"> デマンドタクシーかさまの回数券 期限付き市内タクシー利用回数券（発行日から1年間） バス利用乗車券の引換券 いずれか1種類を助成（12,000円分）	免許証を返納した65歳以上の高齢者		
取手市	取手市コミュニティバスの定期券を販売（3,000円で3か月間有効）		70歳以上の高齢者	
牛久市	<ul style="list-style-type: none"> 牛久市コミュニティバスかっぱ号回数乗車券 奥野地区公共交通空白地有償運送利用券 のいずれかを交付 （上限20,000円分）	免許証を返納した65歳以上の高齢者		※詳細を要確認
つくば市	<ul style="list-style-type: none"> つくバス・つくタク・関東鉄道バスの乗車券、PASMOカードの進呈（6,000円分～10,000円分） 交通安全グッズセットの交付（反射材など） 	免許証を返納した65歳以上の高齢者		
	「つくバス・つくタク」利用料金を2分の1割引		65歳以上の高齢者	※詳細を要確認
	タクシー利用料金の一部を助成（初乗運賃）		65歳以上単身世帯 70歳以上の高齢者のみの世帯	※詳細を要確認

市町村	事業内容	事業の対象となる者 ※詳細を要確認		
		免許証を返納した ～歳以上の高齢者	～歳以上の高齢者	その他
ひたちなか市	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティバスの無料乗車パスの交付（有効期限1年，更新なし） 啓発品（夜行反射用品）の配布 	免許証を返納した65歳以上の高齢者		
鹿嶋市	デマンド型乗合いタクシー 運行区域：市内全域 運賃：500円または1000円（障害者や未就学児は割引有り），運行日：平日のみ			市内在住 年齢制限なし 免許の有無は関係なし
潮来市	免許返納者に対し路線バス乗車券の交付（20,000円分の交付） 1人1回限り	75歳以上で平成30年4月1日以降免許を自主返納された方		※詳細を要確認
	1枚500円のタクシー助成券を年間48枚交付		満75歳以上の高齢者で、すべての運転免許を保有していない方	※詳細を要確認
守谷市	<ul style="list-style-type: none"> デマンド乗合交通の回数券（10,500円分） 	免許証を返納した65歳以上の高齢者		※詳細を要確認
	守谷市福祉タクシー利用料金の一部を助成（初乗運賃相当額）		70歳以上の高齢者のみの世帯	
常陸大宮市	タクシー利用料金の一部を助成		65歳以上の高齢者	※詳細を要確認
	<ul style="list-style-type: none"> 市内路線バスICカード（12,000円分） 市内タクシー利用券（12,000円分） 市内路線バスICカード（6,000円分） 市内タクシー利用券（6,000円分） いずれか一つを支援	免許証を返納した65歳以上の高齢者		※詳細を要確認
那珂市	コミュニティバス「ひまわりバス」及びデマンド交通「ひまわりタクシー」の共通利用割引券1万円分を、申請に基づき、対象者一人につき一回交付（交付日から1年間有効）	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年4月1日～令和2年3月31日までの間に運転免許を自主返納した市民の方 市税等の滞納がない方 		
筑西市	<ul style="list-style-type: none"> 運転経歴証明書交付手数料助成（1,100円） 筑西警察署で免許証を返納した方で、一定の条件を満たした場合その場で助成 	免許証を返納した70歳以上の高齢者		
	<ul style="list-style-type: none"> 【タクシー助成券】（500円×20枚） 平成31年4月1日以降に自主返納した市民 【のり愛くん又はバスのお試し券10枚】 平成30年3月1日以降に自主返納した市民 ※いずれの事業も自主返納日から1年を経過していない方が対象で、交付は1人1回限り	免許証を返納した方		

市町村	事業内容	事業の対象となる者 ※詳細を要確認		
		免許証を返納した ～歳以上の高齢者	～歳以上の高齢者	その他
坂東市	タクシー利用料金の一部を助成（初乗運賃） （医療機関へ通院又は機能回復機関へ通所等）		65歳以上単身世帯 交通手段を持たない 75歳以上のみ世帯	
稲敷市	タクシー利用料金の一部を補助 （医療機関等への通院通所，買い物，公共施設 や金融機関等を利用する場合）			免許証がない方 自動車を持たない方 ※詳細を要確認
かすみがうら市	路線バス回数乗車券支給（20,000円分） ※関鉄グリーンバス(株)又は関鉄観光バス(株)から 選択。	自主返納時に満65 歳以上の高齢者 かつ自主返納してから 6カ月を経過して いない者		
桜川市	・デマンド型タクシー乗車回数券(9,000円分) ・運転経歴証明書交付手数料相当額助成	免許証を返納した 70歳以上の高齢者		
神栖市	民営路線バスの無料乗車パスの交付		60歳以上の方	※詳細を要確認
	市内タクシー利用券30,000円分を交付 （1人1回限り）	免許証を返納した 75歳以上の高齢者		※詳細を要確認
鉾田市	タクシー利用料金の一部を助成 （初乗運賃相当分）		75歳以上の高齢者	※詳細を要確認
	高齢者を対象としたの乗合自動車の運行 （市内一部の地域：1回300円）		65歳以上の高齢者	※詳細を要確認 （運行区域あり）
つくばみらい市	タクシー利用料金の一部を助成（初乗運賃） （医療機関等を利用する場合）		75歳以上の高齢者 のみの世帯	※詳細を要確認
	・デマンド乗合タクシー冊式利用券 ・コミュニティバス冊式回数券 ・関東鉄道(株)が運行する路線バス冊式回数券 ※自由な組合せで1回限り交付（上限1万円）	免許証を返納した 65歳以上の高齢者		※詳細を要確認
小美玉市	タクシー利用料金の一部を助成（初乗運賃相当）	免許証を返納した 70歳以上の高齢者	免許証を保有しない 70歳以上の高齢者	※詳細を要確認
	市内循環バスの利用運賃を2分の1割引		65歳以上の高齢者	

市町村	事業内容	事業の対象となる者 ※詳細を要確認		
		免許証を返納した ～歳以上の高齢者	～歳以上の高齢者	その他
茨城町	タクシー利用料金を一部助成（1500円）		免許証交付のない 70歳以上の高齢者	※詳細を要確認
大洗町	大洗町循環バス「海遊号」及び「なっちゃん号」の回数券10冊（11,000円分）を交付します。			
				<ul style="list-style-type: none"> ・大洗町民の満65歳以上の方で、運転免許を自主返納してから6ヶ月以内の方 ・大洗町民の満64歳の方で、誕生日の1ヶ月前から前日までに運転免許を自主返納された方
城里町	<ul style="list-style-type: none"> ・茨城交通バス回数券（12,000円分） ・町デマンドタクシー利用券（12,000円分） など、希望するいずれかを1回限り支給	免許証を返納した 65歳以上の高齢者		
東海村	<ul style="list-style-type: none"> ・東海村デマンドタクシー利用券21,000円分 ・茨城交通ICカード乗車券「いばっぴ」20,500円分（保証金500円含む） ・東海村商工会「共通金券」20,000円分（登録店舗で使える金券） ※希望するいずれかを1回限り交付	免許証を返納した 65歳以上の高齢者		
	重度の心身障がい者や高齢者が通院のために自宅と保健医療機関との間でタクシーを利用した場合、料金の一部を助成 ※タクシー利用料金の半額（1回につき限度額5,000円）を助成 ※年間48枚のタクシー券を交付（5月以降の申請者は、月4枚ずつ減少） ※じん臓機能障がいの方（人工透析者）には、年間144枚を交付		<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上で要介護1～5の方 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1～3級の方 ・療育手帳 マルA・Aの方 ・精神障害者保健福祉手帳1・2級の方 ・指定難病特定医療受給者証をお持ちの方
大子町	タクシー利用料金を一部助成（1回に2分の1、免許自主返納者は1回に4分の3） （医療機関への通院、買い物、公共施設、金融機関を利用する場合）	自動車等を持たない 65歳以上の高齢者 等で免許証を返納した方	自動車等を持たない 65歳以上の高齢者 等	※詳細を要確認
美浦村	<ul style="list-style-type: none"> ・デマンドタクシー登録料助成（2,000円） ・デマンドタクシー乗車券支給（9,000円分） 	免許証を返納した 65歳以上の高齢者		
阿見町	デマンドタクシー「あみまるくん」の運行			※詳細を要確認
	要介護認定者に対する福祉タクシー利用料金の助成		車椅子・ストレッチャーに乗ったまま移動を必要とする人	※詳細を要確認
河内町	河内町コミュニティバスの利用運賃を免除		70歳以上の高齢者	
八千代町	タクシー利用料金を一部助成（初乗運賃相当） （医療機関への通院、機能回復機関への通所、各種福祉行事へ参加する場合に年48回を限度）		65歳以上単身世帯 75歳以上の高齢者のみの世帯	※詳細を要確認

市町村	事業内容	事業の対象となる者 ※詳細を要確認		
		免許証を返納した ～歳以上の高齢者	～歳以上の高齢者	その他
五霞町	五霞町コミュニティ交通ごかりん号の 利用運賃を2分の1割引 (いばらぎシニアカードを提示した場合)		65歳以上の高齢者	
境町	タクシー利用代金の一部助成 一日の上限を片道600円、往復1,200円、月 に3,000円を限度額して利用可能		70歳以上の高齢者 通院及びリハビリに 通う方のみを対象	
利根町	①大和交通自動車株式会社が運行する路線バ スの回数券 12,000円分 ②布川交通(株)が運行するタクシー及び利根 町ふれあいタクシーの利用券 12,000円 分 ③ ①と②の両方の組み合わせで、12,000 円分(各6,000円) いずれかを一回に限り支給	免許証を返納した 65歳以上の高齢者		申請時に過去5年以 内に運転免許証を自 主返納した方

高齢者運転免許自主返納支援事業

事業開始：平成23年4月～

事業内容

申請者が希望する次のいずれかを交付する。

- 1 茨城交通(株)でんてつハイカード10,000円購入分(11,600円分)
- 2 椎名観光バス(株)乗車回数券10,000円購入分(11,000円分)
- 3 茨城交通(株)でんてつハイカード5,000円購入分(5,600円分)と
椎名観光バス(株)乗車回数券5,000円購入分(5,500円分)のセット
- 4 日立市ハイヤー協会タクシー乗車券5,000円分と
茨城交通(株)でんてつハイカード5,000円購入分(5,600円分)のセット
- 5 日立市ハイヤー協会タクシー乗車券5,000円分と
椎名観光バス(株)乗車回数券5,000円購入分(5,500円分)のセット
- 6 坂下地区みなみ号乗車券5,000円購入分(5,400円分)と
茨城交通(株)でんてつハイカード5,000円購入分(5,600円分)のセット
- 7 坂下地区みなみ号乗車券5,000円購入分(5,400円分)と
椎名観光バス(株)乗車回数券5,000円購入分(5,500円分)のセット
- 8 中里地区乗合タクシーなかさと号乗車券5,000円購入分(5,400円分)と
茨城交通(株)でんてつハイカード5,000円購入分(5,600円分)のセット
- 9 中里地区乗合タクシーなかさと号乗車券5,000円購入分(5,400円分)と
椎名観光バス(株)乗車回数券5,000円購入分(5,500円分)のセット

支援の条件、対象者等

日立市に住民登録をしている65歳以上のかたで、運転免許の有効期間内に全ての運転免許を自主返納したかた。

※1人につき1回。

問い合わせ先・ホームページURL

日立市役所総務部生活安全課
☎0294-22-3111 (内線520)

<http://www.city.hitachi.lg.jp/shimin/007/010/p004293.html>

高齢者おでかけ支援事業

事業開始： 単年ごと

事業内容

1, 2どちらにも該当する方は、どちらか選んで申し込んでください。
申込み方法、注意事項については、下記ホームページをご覧ください。

- 1 タクシー乗車費の一部助成
乗車1回につき500円（年限度額4,000円）のタクシー乗車費の助成を受けられます。
- 2 路線バス運賃カードの割引販売

支援の条件、対象者等

- 1 タクシー乗車費の一部助成
日立市に住民登録があり、在宅で生活する方のうち、次のいずれかに当てはまる方
(1) 昭和15年4月1日以前に生まれた方
(2) 昭和15年4月2日から昭和25年4月1日までに生まれた方で、介護保険の要支援1以上の認定がある方（介護予防・生活支援サービス事業対象者を含む）
直接か郵送で高齢福祉課へ申請書を提出してください。1人1回まで。
(先着3,000人)

- 2 路線バス運賃カードの割引販売
【販売価格 1,000円：先着2,000人※受付終了】日立市に住民登録があり、昭和15年4月1日以前に生まれた方
【販売価格 6,000円：先着3,000人】日立市に住民登録があり、昭和15年4月2日から昭和25年4月1日までに生まれた方
購入は1人1枚まで。利用できるバス路線は、旧日立電鉄交通サービス(株)の運行区間。
通常はがきに「①氏名（ふりがな）②性別③生年月日④住所⑤電話番号」を書いて、〒317-8601 日立市助川町1-1-1 日立市高齢福祉課あて送ってください。

問い合わせ先・ホームページURL

日立市役所保健福祉部高齢福祉課
☎0294-22-3111（内線228）

【 土 浦 市 】

令和元年6月1日現在

土浦市高齢者移送サービス利用助成事業

事業開始：平成20年4月～

事業内容

65歳以上の高齢者に対し、通院や買い物、社会活動の参加などの際の移動手段として「土浦地区タクシー協同組合」が主体に運営するデマンド型福祉交通「のりあいタクシー土浦」の年会費（13,000円）を免許証返納後一回のみ全額助成します。（平成27年6月以降の返納が対象）

支援の条件、対象者等

土浦市内に居住する65歳以上の者で平成27年6月1日以降に運転免許証を返納し、過去にこれによる全額助成を受けていない者。

問い合わせ先・ホームページURL

土浦市役所保健福祉部高齢福祉課
☎029-826-1111（内線2479）

<http://www.city.tsuchiura.lg.jp/page/page000236.html>

土浦市高齢者移送サービス利用助成事業

事業開始：平成20年4月～

事業内容

65歳以上の高齢者に対し、通院や買い物、社会活動の参加などの際の移動手段として「土浦地区タクシー協同組合」が主体に運営するデマンド型福祉交通「のりあいタクシー土浦」の年会費13,000円の内11,000円を助成します。

支援の条件、対象者等

土浦市内に居住する65歳以上の者及びその介助者。

問い合わせ先・ホームページURL

土浦市役所保健福祉部高齢福祉課
☎029-826-1111（内線2479）

<http://www.city.tsuchiura.lg.jp/page/page000236.html>

【 古 河 市 】

令和元年6月1日現在

古河市高齢者通院等交通費助成事業

事業開始：平成19年4月～

事 業 内 容

自力および家族等による送迎が困難な高齢者が医療機関等へ受診等する際のタクシー代を助成します。助成額は、1カ月8回（片道を1回とする）までの運賃総額の2分の1程度とし、5,000円/月を限度とします。

支援の条件、対象者等

市内に住所を有する在宅の70歳以上の高齢者、65歳から69歳までのひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯の人、要支援・要介護認定者のいずれかに該当する方が対象となります。

※自動車税、軽自動車税の減免を受けている方、古河市障害者福祉バス利用料金の助成を受けている方は対象となりません。

問い合わせ先・ホームページURL

古河市役所健康福祉部高齢福祉課
☎0280-92-5838（直通）

https://www.city.ibaraki-koga.lg.jp/lifetop/kenkofukushi/welfare_nursing_care/2/4552.html

【 龍 ヶ 崎 市 】

令和元年6月1日現在

高齢者運転免許自主返納支援事業

事業開始：平成24年4月～

事業内容

高齢者による交通事故防止対策の一つとして、高齢者が自主的に運転免許の全部を返納した場合に、足代わりとなる龍ヶ崎市コミュニティバスの無料乗車券を進呈し、高齢者の自主的な運転免許返納の促進を図る。

支援の条件、対象者等

満年齢70歳以上の龍ヶ崎市民の方で、平成23年11月1日以降に運転免許の全部を返納した方を対象。
支援決定日から1年間の有効期間。
無料乗車券の進呈は一人1回限り。

問い合わせ先・ホームページURL

龍ヶ崎市役所市民生活部交通防犯課
☎0297-64-1111（代）

<https://www.city.ryugasaki.ibaraki.jp/kurashi/seikatsu/kokyokotsu/2013081501814.html>

高齢者公共交通共通定期券「おたっしゃパス」

事業開始：平成24年4月～

事業内容

龍ヶ崎市コミュニティバスを有効期間内で自由に利用できる定期券を販売し、同一の定期券で循環ルート及びABCDEルートの利用を可能とすることにより、利便性を向上させ高齢者の移動手段を確保し、高齢者の社会参加を促す。

また、平成27年4月1日から路線バスとの共通定期券の販売を開始し、適用範囲を拡大することで、利便性の向上を図り、気軽に外出できる環境を整え、さらなる高齢者の社会参加を促す。

支援の条件、対象者等

満年齢70歳以上の方を対象。
龍ヶ崎市コミュニティバス定期券（1ヶ月3,000円、3ヶ月8,100円、6ヶ月14,400円）。
龍ヶ崎市コミュニティバス・路線バス共通定期券（1ヶ月4,000円、3ヶ月12,000円、6ヶ月24,000円）。
龍ヶ崎市コミュニティバス・路線バス共通定期券については、龍ヶ崎市域内のみ対象とし、超過乗車分については車内で清算となり、深夜バスは対象外。

問い合わせ先・ホームページURL

龍ヶ崎市役所市民生活部交通防犯課
☎0297-64-1111（代）

<https://www.city.ryugasaki.ibaraki.jp/kurashi/seikatsu/kokyokotsu/community-bus/2013092400106.html>

【 下 妻 市 】

令和元年6月1日現在

下妻市高齢者福祉タクシー利用料金助成事業

事業開始：平成19年5月～

事業内容

- 高齢者の外出を促進し、閉じこもりの防止を図るため、高齢者のタクシーの利用に係る費用の一部を助成する
- タクシーの利用1回当たりの助成の額は、初乗運賃額とする
- タクシーの利用1回につき、助成券を使用できる枚数は最大2枚
※運賃が初乗運賃額の2倍以上の際に2枚使用可能
- 助成券の交付は、1回につき24枚までとし、4月から9月までの期間に申請があったものについては24枚、10月から翌年の3月までの期間に申請があったものについては12枚を交付するものとする

支援の条件、対象者等

市内に住所を有する75歳以上の者、又は運転免許証を返納した65歳以上の者で、次のいずれにも該当しないもの。

- (1) 現に自動車を所有し、運転ができる者
- (2) 障害者福祉タクシー利用料金助成事業により、タクシーの利用に係る費用について助成を受けている者
- (3) 自動車税又は軽自動車税の減免を受けている者

問い合わせ先・ホームページURL

下妻市役所保健福祉部介護保険課

☎0296-43-2111（代）

<http://www.city.shimotsuma.lg.jp/page/page000282.html>

常総市高齢者運転免許証自主返納支援事業

事業開始：平成30年1月～

事業内容

予約型乗合交通『ふれあい号』利用券20,000円分の交付（1人につき1回限り）

※「ふれあい号」の利用には、利用者の事前登録が必要です。

※平成30年1月4日から事業開始

支援の条件、対象者等

次のいずれにも該当する方

- ・常総市民の方
- ・有効期限内のすべての種類の運転免許を自主返納した方
- ・平成30年1月1日以降に自主返納した方
- ・自主返納したときに満年齢65歳以上の方
- ・有効期間は、自主返納日の翌日から起算して6カ月以内
- ・市税・国民健康保険税その他の使用料を滞納していない方

問い合わせ先・ホームページURL

常総市役所経済環境部生活環境課交通・防犯係

☎0297-23-2111（内線4411）

<http://www.city.joso.lg.jp/soshiki/keizaikankyo/seikatsu/shs10/news/1509339676619.html>

常総市福祉タクシー利用料金助成事業

事業開始：平成24年7月～

事業内容

常総市福祉タクシー利用料金助成要綱に基づき、条件を満たす高齢者・障がい者等に対し、日常生活の利便向上及び経済的負担の軽減を図り、もって福祉の増進に資することを目的に、タクシーの初乗り料金を助成します。ただし、自動車税の減免を受けている方は除きます。

支援の条件、対象者等

- ・65歳以上の一人暮らしの場合であって、市外の病院に通院している方（年間12回）
- ・65歳以上の寝たきりの方（年間12回）
- ・身体障害者手帳1級、2級、3級の方（年間24回、10月以降の申請の場合は年間12回）
- ・療育手帳〇A、Aの方（年間24回、10月以降の申請の場合は年間12回）
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の方（年間24回、10月以降の申請の場合は年間12回）
- ・特定疾患医療を受けている方（年間24回、10月以降の申請の場合は年間12回）
- ・人工透析療法を受けている方（年間48回、10月以降の申請の場合は年間24回）

問い合わせ先・ホームページURL

常総市役所保健福祉部社会福祉課障がい福祉支援室障がい福祉係

☎0297-23-2111（内線4133）

<http://www.city.joso.lg.jp/soshiki/hoken/shakai/hof10/gyomu/shogai/enjo/1418625969735.html>

【 常 陸 太 田 市 】

令和元年6月1日現在

運転免許証自主返納支援事業

事業開始：平成29年1月～

事業内容

◇支援内容（1年分）

次の支援内容からの選択となります。

- ・市内路線バスICカード 10,000円分(満75歳以上の方は5千円分)
※満75歳以上の方は、市高齢者バス利用促進助成金の申請によりバス運賃が半額となるため5,000円のICカードで10,000円分の利用価値となります。
- ・市内タクシー等利用券10,000円分

◇支援期間

3年間（毎年の申請が必要になります。）

支援の条件、対象者等

◇対象者

- ・市の住民基本台帳に記載されている方。※年齢制限はありません。
- ・平成28年10月1日以降にすべての運転免許を自主返納された方。

◇申請の際に必要なもの

- ・運転免許を返納する際に交付される「申請による運転免許の取消通知書」写しまたは「運転経歴証明書」写し
- ・年齢を証明できる身分証明書（市内路線バスICカードをお選びの満75歳以上の方）

問い合わせ先・ホームページURL

常陸太田市地域公共交通活性化協議会（常陸太田市役所企画部企画課内）
☎0294-72-3111(内線311)

<http://www.city.hitachiota.ibaraki.jp/page/page004124.html>

常陸太田市高齢者バス利用促進助成金

事業開始：平成28年10月～

事業内容

◇助成内容

助成対象路線のバス運賃を、ICカードを利用して支払う際に、運賃の2分の1を割り引きます。

◇助成対象路線

茨城交通株式会社が運行する路線バスの路線とし、常陸太田市内で乗車し、又は降車したときに限ります。

ただし、市街地循環線及び高速路線バスの路線は当該助成の対象とはなりません。

支援の条件、対象者等

◇対象者

- ・市の住民基本台帳に記載されている年齢満75歳以上の方
- ・茨城交通株式会社が販売する記名式の路線バスICカードを購入した方

◇申請先

- ・茨城交通株式会社 太田営業所
- ・茨城交通株式会社 日立南営業所

◇申請の際に必要なもの

- ・利用者及び年齢（満75歳以上）を確認できる証明書

問い合わせ先・ホームページURL

常陸太田市役所企画部企画課
☎0294-72-3111(内線311)

<http://www.city.hitachiota.ibaraki.jp/page/page004203.html>

【 高 萩 市 】

令和元年6月1日現在

高齢者運転免許自主返納支援事業

事業開始：平成29年5月1日～

事業内容

- ・65歳以上の高齢者が自主的に運転免許の全部を返納した場合、タクシー利用券3万円分（500円×60枚）を交付。
- ・支援は1人につき1回限り。
- ・経路、乗降場所に制限なし。
- ・市が協定を締結したタクシー事業者（北茨城市4社、高萩市3社、日立市10社、水戸市1社の計18社）でのみ利用可能。

支援の条件、対象者等

- ・平成29年4月1日以降に、すべての運転免許を自主返納した人。
 - ・自主返納をしたときに満年齢65歳以上の人（満64歳の方で、免許の有効期限が満了する日の直前の誕生日の1か月前から、誕生日の前日までに自主返納をした人も含みます。）
 - ・高萩市に居住しており、かつ高萩市の住民基本台帳に登録がある人。
 - ・市税等に滞納のない人。
- ※更新期限を過ぎ、運転免許証が失効した人などは対象外。

問い合わせ先・ホームページURL

高萩市役所総務部総務課
☎0293-23-2119（直通）

<http://www.city.takahagi.ibaraki.jp/page/page002565.html>

【 北 茨 城 市 】

令和元年6月1日現在

北茨城市地域交通利用券（高齢者タクシー券）

事業開始：平成24年7月～

事業内容

○目的

自動車やバイクの運転免許がなく、バスやタクシーなどを使わなければ通院などに出かけることが出来ない方のための事業である。また、高齢により自動車の運転が困難で、運転に不安を感じるドライバーの運転免許証の返納を後押しするため作られた。

○利用券について

- ・1人1回につき630円を助成するが、最低100円の負担が必要
- ・利用券は本人のみ利用できる
- ・月に4回まで利用できる
- ・金券のため、再発行は不可

支援の条件、対象者等

以下条件のいずれにも該当する者

- (1) 市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 運転免許証の交付を受けていない、もしくは返納した者
- (3) 65歳以上の者
- (4) 市税等の滞納がない者

問い合わせ先・ホームページURL

北茨城市役所市民福祉部まちづくり協働課
☎0293-43-1111(代)

<http://www.city.kitaibaraki.lg.jp/docs/2015031900036/>

【 笠 間 市 】

令和元年6月1日現在

笠間市高齢者運転免許自主返納支援事業

事業開始：平成22年4月～

事 業 内 容

運転免許を自主返納した高齢者に、12,000円分の交通機関の回数券などを助成している。

デマンドタクシーかさまの回数券、期限付き市内タクシー利用回数券（発行日から1年間）、バス利用乗車券の引換券のいずれか1種類を1回限り。

支援の条件、対象者等

- 笠間市に住民票があり、満65歳以上の方
- 運転免許を自主返納してから6カ月を経過していない方
- 市税を完納している方

問い合わせ先・ホームページURL

笠間市役所市民生活部市民活動課
☎0296-77-1101（代）

<http://www.city.kasama.lg.jp/page/page000358.html>

【 取 手 市 】

令和元年6月1日現在

取手市コミュニティバスの運行

事業開始：平成18年4月～

事 業 内 容

取手市内在住の70才以上の高齢利用者を対象に割引を実施
3ヶ月間3,000円で全区間乗り放題

支援の条件、対象者等

市内在住の70才以上の高齢者対象（免許返納の有無は問いません）

問い合わせ先・ホームページURL

取手市役所都市整備部都市計画課
☎0297-74-2141（代）

<https://www.city.toride.ibaraki.jp/toshikeikaku/kurashi/sumai/bus/kotobus/rivo.html>

【 牛 久 市 】

令和元年6月1日現在

高齢者運転免許自主返納支援制度

事業開始：平成27年8月～

事業内容

高齢運転者への安全運転に対する敬意の表明と交通安全を目的として、運転免許の自主的な返納を支援するため、運転免許自主返納者の申請に基づき自主返納者の交通代替手段となる「牛久市コミュニティバスかっぱ号回数乗車券」又は「奥野地区公共交通空白地有償運送利用券」を交付する。

※「奥野地区公共交通空白地有償運送利用券」は小坂団地を除く奥野地区にお住まいの方のみの利用となります

支援の条件、対象者等

- (1) 免許を自主返納した日に満65歳以上である方
- (2) 免許を自主返納した日に1年以上牛久市内に住所を有している方
- (3) 申請者の属する世帯の全員が市税等を滞納していないこと
- (4) 申請日に運転免許証を返納した日から1年以内であること

問い合わせ先・ホームページURL

牛久市役所市民部交通防災課
☎029-873-2111（代）

<http://www.city.ushiku.lg.jp/page/page004936.html>

【 つ く ば 市 】

令和元年6月1日現在

高齢者運転免許自主返納支援事業

事業開始：平成21年1月～

事業内容

市では、高齢者による交通事故防止対策のひとつとして、65歳以上の高齢者が自主的に運転免許の全部を返納した場合に、自動車の代わりとなるつくバス・つくタク・関東鉄道バスの乗車券、PASMOカードを進呈し、高齢者の自主的な運転免許返納の促進を図っている。

支援内容

○つくバス・つくタク・関東鉄道バスの乗車券、PASMOカード

【返納時運転免許有効期間】 支援金額

【1年未満】 6,000円分 【1年以上2年未満】 8,000円分 【2年以上】 10,000円分

○交通安全グッズ（反射材など）

支援の条件、対象者等

支援対象者

平成21年1月1日以降に、つくば市に住民登録されている満年齢65歳以上の者のうち、全ての運転免許の自主返納した者。ただし、1人につき1回限り。

問い合わせ先・ホームページURL

つくば市役所建設部防犯交通安全課

☎029-883-1111（代）

<http://www.city.tsukuba.lg.jp/kurashi/anshin/bouhan/1000621.html>

高齢者運賃割引証の交付

事業開始：平成23年2月～

事業内容

つくば市で運行するコミュニティバス及び乗合タクシーを利用する際の料金を半額にする。

支援の条件、対象者等

つくば市に住民登録をされている65歳以上の者。

問い合わせ先・ホームページURL

つくば市役所都市計画部総合交通政策課

☎029-883-1111（代）

https://www.city.tsukuba.lg.jp/res/projects/default_project/page/001/001/471/H3104tsukubus_guide_high_04-05.pdf

https://www.city.tsukuba.lg.jp/res/projects/default_project/page/001/001/472/H3104tsukutaxi_guide.pdf

高齢者タクシー運賃助成事業

事業開始：平成21年4月～

事業内容

高齢者の外出支援及び社会参加を促進し、福祉の増進を図ることを目的として、タクシーの初乗運賃を助成します。助成券は、市の協力事業所で利用できます。

支援の条件、対象者等

初乗運賃助成券18枚（500円券）

対象者：以下のいずれかに該当になる方

- ①同一敷地内又は隣接地に親族その他の者が居住していない、65歳以上のひとり暮らしの方
- ②同一敷地内又は隣接地に親族その他の者が居住していない、70歳以上の高齢者だけでお住まいの方
- ③70歳以上で市民税非課税世帯の方

※入院・入所中の方、自家用車を所有かつ運転できる方は対象になりません。

問い合わせ先・ホームページURL

つくば市役所保健福祉部高齢福祉課

☎029-883-1111（代）

<http://www.city.tsukuba.lg.jp/kosodate/koureisha/zaitaku/1001325.html>

【 ひたちなか市 】

令和元年6月1日現在

ひたちなか市高齢者運転免許自主返納支援事業

事業開始：平成23年4月～

事業内容

- (1) コミュニティバスの無料乗車パス（有効期限1年，更新なし）の交付
- (2) 啓発品（夜光反射用品）の配布

支援の条件、対象者等

【対象者】

- ①本市の住民基本台帳に記録されている65歳以上の者
 - ②運転免許を自主返納した者
- 以上2項目にすべて該当する者

問い合わせ先・ホームページURL

ひたちなか市役所市民生活部生活安全課
☎029-273-0111（内線3212）

<http://www.city.hitachinaka.lg.jp/soshiki/5/11/1/1122.html>

【 鹿 嶋 市 】

令和元年6月1日現在

鹿嶋市地域交通利用料金助成事業

事業開始：平成30年7月4日～

事業内容

デマンド型乗合いタクシー
運行区域：市内全域，運賃：500円または1000円（障害者や未就学児は割引有り），運行日：平日のみ

支援の条件、対象者等

市内在住，年齢制限なし，免許の有無は関係なし。

問い合わせ先・ホームページURL

鹿嶋市政策企画部政策秘書課

<http://city.kashima.ibaraki.jp/info/detail.php?no=8489>

【 潮 来 市 】

令和元年6月1日現在

事業開始：平成30年6月～

事業内容

路線バス乗車券 支給（20,000円分）1人1回限り

支援の条件、対象者等

有効期限内のすべての運転免許証を自主返納された潮来市民で、次の事項すべてに該当する方

①自主返納時に満75歳以上の方

※満74歳の方で、運転免許証の有効期限が満了する日の直前の誕生日の1ヶ月前から前日までに自主返納した方を含みます。

②自主返納してから原則6ヶ月を経過していない方

③平成30年4月1日以降に免許を自主返納した方

問い合わせ先・ホームページURL

潮来市高齢福祉課 TEL0299-63-1111(内線125)

事業開始：平成30年6月～

事業内容

1枚500円分のタクシー助成券を年間48枚交付

※ 年度後半(10月～翌年3月末まで)に申請された方は、タクシー助成券24枚の交付となります。

※ 助成券の有効期限は、当該年度の3月31日までとなります。

※ 助成券の利用区間は、乗降場所のいずれかが潮来市内の場合に限ります。

支援の条件、対象者等

次の①から⑤の要件をすべて満たす方

①潮来市内に住民登録をされている方

②申請時において満75歳以上の方

③原動機付自転車などを含むすべての運転免許を保有していない方

④潮来市福祉タクシー利用券の交付等を受けていない方

⑤介護保険の施設等に入所等されていない方

問い合わせ先・ホームページURL

潮来市高齢福祉課 TEL0299-63-1111(内線125)
<http://www.city.itako.lg.jp/page/page004379.html>

【 守 谷 市 】

令和元年6月1日現在

高齢者運転免許証自主返納支援事業

事業開始：平成21年11月～

事業内容

運転免許証の全部を自主返納された方に、1人1回限り、デマンド乗合交通の回数券（10,500円分）を交付する。

支援の条件、対象者等

平成21年11月1日以降に、有効期限内のすべての運転免許証を自主返納された守谷市民で、自主返納をしたときに満65歳以上の者若しくは満64歳の者で、有効期限が満了する日の直前の誕生日の1箇月前から、誕生日の前日までに自主返納をした者。

問い合わせ先・ホームページURL

守谷市地域公共交通活性化協議会事務局（市役所都市計画課内）
☎0297-45-1111（代）

<http://www.city.moriya.ibaraki.jp/ovaku/kotu/bus/waribiki/iishuhennou.html>

福祉タクシー助成事業

事業開始：平成7年4月～

事業内容

守谷市福祉タクシー利用料金助成要綱に基づき、条件を満たす高齢者で申請があった者に対し、初乗運賃相当額を助成する券（24枚/当該年度）を交付。

支援の条件、対象者等

- ・70歳以上のひとり暮らし、かつ住民税非課税のもの
- ・70歳以上の者のみの世帯で、同一敷地内又は同一建物内に親族その他のものと同居せず、かつ住民税非課税のもの

問い合わせ先・ホームページURL

守谷市役所保健福祉部社会福祉課 ☎0297-45-1111（内線165・169）
メール：s.fukushi@city.moriya.ibaraki.jp（s.fukushi@city.moriya.lg.jp）

<http://www.city.moriya.ibaraki.jp/kurashi/fukushi/shougaisha/guide.files/08waribiki.pdf>

【 常 陸 大 宮 市 】

令和元年6月1日現在

福祉タクシー利用料金助成事業

事業開始：平成17年4月～

事業内容

高齢者の外出支援や社会活動の拡大を図り、もって福祉増進に寄与することも目的にタクシー利用料金を一部助成します。

支援の条件、対象者等

- 一般の公共交通機関の利用困難、または下肢が不自由で次のいずれかの条件を満たす方
- 利用限度：年48回まで（往路、復路それぞれ1回として数えます。）
 - ①満65歳以上の方 ②身体障害者手帳の交付を受けている方 ③療育手帳の交付を受けている方 ④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ⑤難病の医療受給者証の交付を受けている方

問い合わせ先・ホームページURL

常陸大宮市役所保健福祉部長寿福祉課
☎0295-52-1111（代）

<http://www.city.hitachiomiva.lg.jp/page/page001392.html>

高齢者運転免許証自主返納支援事業

事業開始：平成29年4月～

事業内容

- ◇ 支援内容（1年分）
 - ・市内路線バスICカード乗車券12,000円分
 - ・市内乗合タクシー利用券12,000円分
 - ・市内路線バスICカード乗車券6,000円分＋市内乗合タクシー利用券6,000円分上記の中からいづれか一つを選択
- ◇ 支援期間
3年間（毎年申請が必要になります。）

支援の条件、対象者等

- ◇ 対象者
 - ・市内に住所を有する65歳以上の方で、平成29年4月1日以降に運転免許証のすべてを自主返納した方（平成29年4月1日以降に運転免許の更新を受けずに失効した方であって、再取得の意志のない方を含む。）。ただし、市税等に滞納のない方に限る。
- ◇ 申請の際に必要なもの
 - ・運転免許証返納時に「申請による運転免許の取り消し通知書」の写し、または「運転経歴証明書」の写し。
 - ・失効した運転免許証の写し、または「運転経歴証明書」の写し。
 - ・印鑑

問い合わせ先・ホームページURL

常陸大宮市市民生活部安全まちづくり推進課
☎0295-52-1111（代）

<http://www.city.hitachiomiya.lg.jp/>

【 那 珂 市 】

令和元年6月1日現在

高齢者等運転免許自主返納支援実証事業

事業開始：平成30年1月～

事業内容

コミュニティバス「ひまわりバス」及びデマンド交通「ひまわりタクシー」の共通利用割引券
1万円分を、申請に基づき、対象者一人につき一回交付します。（交付日から1年間有効）

支援の条件、対象者等

- (1) 申請時において、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本市の住民基本台帳に記録されている方
- (2) 平成29年4月1日から令和2年3月31日までに運転免許を自主返納した方
- (3) 市税等の滞納がない方

問い合わせ先・ホームページURL

那珂市役所企画部政策企画課 政策企画グループ
☎029-298-1111（内線436）

<http://www.city.naka.lg.jp/page/page004015.html>

【 筑 西 市 】

令和元年6月1日現在

事業開始：平成30年4月～

事業内容

運転免許証を自主返納された高齢者の方を対象に、身分証明書の代わりとなる運転免許経歴証明書の交付手数料の助成。

支援の条件、対象者等

筑西市の住民基本台帳に記載されている方の中で、満70歳以上の方で、運転経歴証明書の交付を希望する方。

問い合わせ先・ホームページURL

筑西市役所市民環境部市民安全課
☎0296-24-2111（代）0296-24-2131（直）

事業開始：平成30年3月～

事業内容

運転免許自主返納者に対し、タクシー助成券に加え、デマンドタクシー「のり愛くん」のお試し乗車券または、筑西市広域連携バス・地域内運行バス共通お試し乗車券を交付します。

支援の条件、対象者等

【タクシー助成券】（500円×20枚）
道路交通法に規定するすべての運転免許を平成31年4月1日以降に自主返納した筑西市民（返納時）。

【のり愛くん又はバスのお試し券10枚】
道路交通法に規定するすべての運転免許を平成30年3月1日以降に自主返納した筑西市民（返納時）。

※いずれの事業も自主返納日から1年を経過していない方が対象で、交付は1人1回限りとなります。

問い合わせ先・ホームページURL

筑西市企画部企画課
☎0296-24-2111（代）0296-24-2197（直）

【 坂 東 市 】

令和元年6月1日現在

坂東市福祉タクシー利用料金助成事業

事業開始：平成17年3月～

事業内容

在宅の障害者又は高齢者に対し、医療機関への通院又は機能回復機関への通所等に要するタクシー料金の一部を助成する。

【助成額】

初乗り料金 福祉タクシー利用券1か月2枚（年間24枚）交付
75歳以上の高齢者のみ世帯で、市民税非課税世帯の場合は2人分を交付

支援の条件、対象者等

坂東市に住所を有する者で、65歳以上の単身世帯の者又は、交通手段を持たない75歳以上の高齢者のみ世帯の者。

問い合わせ先・ホームページURL

坂東市役所保健福祉部介護福祉課
☎0297-35-2121（代）

<http://www.city.bando.lg.jp/page/page000255.html>

【 稲 敷 市 】

令和元年6月1日現在

稲敷市地域交通利用料金補助事業

事業開始：平成21年2月～

事業内容

日常生活で必要とされる医療機関等への通院又は通所、買い物若しくは公共施設又は金融機関等の利用にかかる地域交通利用料金（タクシー料金）の補助。

タクシー1回の乗車につき利用券1枚が使用でき、利用券1枚につき最高700円を補助し、最低300円は自己負担。

支援の条件、対象者等

- <条件>
- ・運行事業者は稲敷市内の事業者4社（H29.1現在）
 - ・利用日時は、運行事業者の運休日を除く原則午前8時～午後5時まで
 - ・乗車場所又は降車場所のいずれかが稲敷市内であること
 - ・遊興目的での利用はできない
- <対象者> 市内に住所を有し、次のいずれかに該当する者
- ① 自動車運転免許証がない方
 - ② 自動車を所有していない方
 - ③ ①②以外の場合で怪我などにより自動車を利用出来ない理由がある方

問い合わせ先・ホームページURL

稲敷市役所政策調整部政策企画課

☎029-892-2000（内線2613、2614）

<http://www.city.inashiki.lg.jp/page/page000714.html>

【 かすみがうら市 】

令和元年6月1日現在

かすみがうら市高齢者運転免許証自主返納支援事業

事業開始：平成29年4月1日～

事業内容

公共交通の利用促進と交通事故防止を目的に、高齢のため運転免許を返納した方の移動支援を行う。
申請に基づき、関鉄グリーンバス(株)または関鉄観光バス(株)の運営する路線バス回数乗車券20,000円分を進呈する。(一人一回限り)

支援の条件、対象者等

有効期限内のすべての運転免許証を自主返納したかすみがうら市民で、次の事項にすべて該当する方

- 1 自主返納時に満65歳以上の方
- 2 自主返納してから6か月を経過していない方

問い合わせ先・ホームページURL

かすみがうら市地域公共交通会議事務局（千代田庁舎・政策経営課内）
Tel.0299-59-2111 / 029-897-1111

<http://www.city.kasumigaura.lg.jp/>

【 桜 川 市 】

令和元年6月1日現在

高齢者運転免許自主返納支援事業

事業開始：平成25年4月～

事業内容

高齢者の交通事故を減少させるため、運転免許証の自主返納をした高齢者を対象に返納したことによる不便を軽減し、自主返納を促進することを目的として、桜川市高齢者運転免許自主返納支援事業を実施している。

免許を自主的に返納し、申請書及び取消通知書を提出した者には、桜川市デマンド型乗合タクシー回数券9,000円分、併せて運転経歴証明書の写しを提出した者には、運転免許経歴証明書交付手数料相当額を支援している。

支援の条件、対象者等

住民基本台帳法に基づき、本市の住民基本台帳に記載されている満年齢70歳以上の者かつ運転免許証を自主返納してから6か月を経過していない者を対象に支援を行っている。

問い合わせ先・ホームページURL

桜川市役所市民生活部生活環境課市民活動・交通安全G
☎0296-75-3111（代） E-mail：kankyo_s@city.sakuragawa.lg.jp

<http://www.city.sakuragawa.lg.jp/page/page004032.html>

【 神 栖 市 】

令和元年6月1日現在

路線バス福祉パス交付事業

事業開始：平成3年4月～

事業内容

鹿島神宮駅から銚子駅の区間を運営する民営の路線バスを利用する場合、神栖市内で乗車、もしくは下車した場合に限り、無料となるパス券であり、高齢者や生活保護を受けている方等の交通弱者の支援を目的とした事業。

支援の条件、対象者等

市内に1年以上居住し、次のいずれかに該当する方

1. 60歳以上の方
2. 身体障害者手帳の交付を受けている方（1級～6級）※1級～3級の方の場合は介護者も含む
3. 療育手帳の交付を受けている方※AとマルAの方の場合は介護者も含む
4. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ※1級の方の場合は介護者も含む
5. 「生活保護法」及び「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」により保護を受けている被保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族

問い合わせ先・ホームページURL

神栖市役所健康福祉部社会福祉課
☎0299-90-1138（直通）

<http://www.city.kamisu.ibaraki.jp/1615.htm>

神栖市高齢者運転免許証自主返納支援事業

事業開始：平成29年4月～

事業内容

満75歳以上の方が平成29年4月1日以降に全ての運転免許証を自主返納した場合に、市と協定を結んだタクシー会社で利用できるタクシー利用券3万円分を交付する。

支援の条件、対象者等

申請・交付について

- ・申請期間は運転免許証を自主返納した日から1年以内
- ・交付は1人につき1回限り

対象者：次のいずれも満たす方

- ・申請日に、引き続き3年以上神栖市に住所を有している
- ・市税等の滞納をしていない

問い合わせ先・ホームページURL

神栖市役所生活環境部防災安全課
0299-90-1131（直通）

<http://www.city.kamisu.ibaraki.jp/11195.htm>

【 鉾 田 市 】

令和元年6月1日現在

高齢者タクシー利用助成事業

事業開始： 令和元年6月～

事業内容

<目的>

高齢者の外出支援及び社会参加を促進するため、外出時に利用するタクシー運賃の一部を助成することにより、高齢者の利便性の向上と福祉の増進を図る。

<助成内容>

初乗運賃相当の助成券を、ひと月当たり4枚、年間最大48枚の交付とする。

支援の条件、対象者等

<対象者>

申請時に鉾田市内に住民登録をしている満75歳以上の方

<使用について>

助成券を使用できるのは、交付を受けた本人のみで、1回の乗車につき1人1枚限り使用可能
助成券を使用できる区間は、乗降場所のいずれかが鉾田市内の場合に限る。

問い合わせ先・ホームページURL

鉾田市 福祉事務所 社会福祉課

☎0291-36-7920（直通）

<http://www.city.hokota.lg.jp/page/page002081.html>

乗合自動車運行事業

事業開始：平成19年7月～

事業内容

<目的>

高齢者の日常生活に必要な交通手段を確保し、高齢者の外出支援及び社会参加を促し、もって福祉の増進を図る。

<内容>

高齢者が利用できる乗合自動車を運行。事前に利用登録のうえ電話予約により、自宅又は自宅付近から市内の公共機関、金融機関、商業施設等目的地までの送迎を乗合にて行う。

支援の条件、対象者等

<運行区域>

銚田市内の一部の区域

<対象者>

銚田市内の運行区域近隣に住民登録をしている満65歳以上の方

<利用について>

運行日：月曜日～金曜日(土曜・日曜・祝日・年末年始は運休)

運行便：海岸便・湖岸ルートを午前2便、午後2便往復する。

利用料金：1回の乗車につき300円

利用方法：事前登録のうえ、電話予約が必要

問い合わせ先・ホームページURL

銚田市 福祉事務所 社会福祉課

☎0291-36-7920 (直通)

<http://www.city.hokota.lg.jp/page/page002132.html>

【つくばみらい市】

令和元年6月1日現在

重度障がい者及び高齢者通院通所交通費助成事業

事業開始：平成18年3月～

事業内容

医療機関等への往復に要する、タクシーの初乗り運賃額を助成します。

下記「支援の条件、対象者」1，2に該当する方は，1世帯あたり年間24回を限度に助成します。

下記「支援の条件、対象者」3，4，5に該当する方は，年間36回を限度に助成します。ただし，3のうちじん臓機能障がいにより人工透析を受けている方は年間72回を限度に助成します。

支援の条件、対象者等

1. 75歳以上のひとり暮らしかつ住民税非課税の者で，同一敷地内又は同一建物内に親族その他の者と同居しない者
2. 75歳以上のみの住民税非課税世帯の者で，同一敷地内又は同一建物内に親族その他の者と同居しない者
3. 身体障害者手帳の交付を受けた者で，障害の等級が1級、2級かつ，自動車税等の減免を受けていない者
4. 療育手帳の交付を受けた者で，障害の程度が((A))，A又はBかつ，自動車税等の減免を受けていない者
5. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で，障害の等級が1級又は2級かつ，自動車税等の減免を受けていない者

問い合わせ先・ホームページURL

「支援の条件、対象者」1，2に該当する方は，
つくばみらい市役所保健福祉部介護福祉課
☎0297-58-2111（代）

<https://www.city.tsukubamirai.lg.jp/viewer/info.html?id=1066>

「支援の条件、対象者」3，4，5に該当する方は，
つくばみらい市役所保健福祉部社会福祉課
☎0297-58-2111（代）

<https://www.city.tsukubamirai.lg.jp/viewer/info.html?id=134>

高齢者運転免許自主返納支援事業

事業開始：平成29年4月～

事業内容

下記の回数券等の中から、自由な組合せで1万円を限度に交付します。

支援は、1人1回限りとなります。

- (1) デマンド乗合タクシー冊式利用券
- (2) コミュニティバス冊式回数券
- (3) 関東鉄道(株)が運行する路線バス冊式回数券

支援の条件、対象者等

以下条件のいずれにも該当する者

- (1) 本市に住民登録されている方で、運転免許の有効期限内に、すべての種類の運転免許を自主返納した方（平成29年4月1日以降の返納が対象）
- (2) 自主返納したときに65歳以上の方
- (3) 自主返納してから6ヶ月以内に支援事業を申請した方

問い合わせ先・ホームページURL

つくばみらい市市役所総務部防災課

☎0297-58-2111（内線2504）

<http://www.city.tsukubamirai.lg.jp/viewer/info.html?id=3776>

【 小 美 玉 市 】

令和元年6月1日現在

小美玉市高齢者等外出支援事業

事業開始：平成18年3月～

事業内容

タクシーを利用する際の助成券(24枚綴り)を発行する。(1人年間24枚まで)1回の乗車で1枚(初乗り料金相当分)のみ利用可能。

支援の条件、対象者等

運転免許証を所持していない方、または、返納された方で、次のいずれかに該当する方。

- ①70歳以上の方
- ②60歳以上で下肢、又は視覚に障がいがあり、身体障がい者手帳を所持している方

問い合わせ先・ホームページURL

小美玉市役所福祉部介護福祉課
☎0299-48-1111(内線3111)

http://www.city.omitama.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/r357RG00000359.html

公共交通ネットワークシステム運行業務

事業開始：平成25年10月～

事業内容

主に高齢者や学生を対象に市内公共施設や商業施設を循環するバスを運行することにより交通弱者の利便性向上や交通空白地域の解消を図ります。

支援の条件、対象者等

65歳以上の高齢者を対象に、通常200円の運賃を半額にて乗車が可能。

問い合わせ先・ホームページURL

小美玉市役所企画調整課まちづくり戦略室
☎0299-48-1111(内線1232)

<http://city.omitama.lg.jp/5665.html>

【 茨 城 町 】

令和元年6月1日現在

茨城町高齢者福祉タクシー助成事業

事業開始：平成22年4月～

事業内容

高齢者の外出を促進し、閉じこもりの防止や日常生活の利便性と社会参加を図るため、タクシー利用料金の一部を助成する事業。

タクシー券1枚につき、1,500円助成。年間24枚配布。

支援の条件、対象者等

町内に住所を有する高齢者で、以下の要件のいずれかに該当する方が対象。

自動車税・軽自動車税の減税を受けている方は助成対象外となる。

- (1) 70歳以上の高齢者で運転免許証の交付を受けていない者
- (2) その他本会会長が必要と認める者

※運転免許証を所持している方で、車を運転していない方については、民生委員を通じて申請することにより、対象となる。

問い合わせ先・ホームページURL

社会福祉法人 茨城町社会福祉協議会
☎029-292-7141

<http://www.ibarakitown-shakyo.or.jp>

【 大 洗 町 】

令和元年6月1日現在

大洗町高齢者運転免許自主返納支援事業

事業開始：平成30年4月～

事業内容

大洗町循環バス「海遊号」及び「なっちゃん号」の回数券10冊（11,000円分）を交付します。

※有効期限は回数券を交付した年度の3月31日までとなります。

※10月1日以降に申請された方は、回数券の交付冊数以内で支援決定年度とその翌年度に分けて交付を受けられます。

※この支援は1人につき1回限りとなります。

支援の条件、対象者等

- ・大洗町民の満65歳以上の方で、運転免許を自主返納してから6ヶ月以内の方
- ・大洗町民の満64歳の方で、誕生日の1ヶ月前から前日までに運転免許を自主返納された方

問い合わせ先・ホームページURL

生活環境課 地域安全安心係 029-267-5111（内線241）

http://www.town.oarai.lg.jp/~seikatsu/kurasi/info-2944-596_3.html

【 城 里 町 】

令和元年6月1日現在

高齢者運転免許自主返納支援事業

事業開始：平成23年4月～

事業内容

- (1) 茨城交通バス回数券12,000円分
- (2) 城里町デマンドタクシー利用券12,000円分
- (3) 茨城交通バス回数券6,000円分及び城里町デマンドタクシー利用券6,000円分
上記支援のうち、希望するいずれかのものを選択し、1回限り支給するものとする。

支援の条件、対象者等

- (1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本町の住民基本台帳に記録されている満年齢65歳以上の者
- (2) 平成23年4月1日以降に運転免許を自主返納した者
- (3) 町税を完納している者

問い合わせ先・ホームページURL

城里町役場町民課
☎029-288-3111(代)

<http://www.town.shirosato.lg.jp/page/page002229.html>

【 東 海 村 】

令和元年6月1日現在

高齢者運転免許証自主返納支援事業

事業開始：平成29年12月～

事業内容

次のいずれかひとつを交付します。（1人当たり1回限り）

- (1) 東海村デマンドタクシー利用券21,000円分
- (2) 茨城交通ICカード乗車券「いばっぴ」20,500円分（保証金500円含む）
- (3) 東海村商工会「共通金券」20,000円分（登録店舗で使える金券）

支援の条件、対象者等

次のすべての条件を満たす方

- ・東海村に住所があり、免許証返納日において満65歳以上の方
- ・平成29年4月1日以降に所有する全ての運転免許を自主返納した方
- ・自主返納した日から1年を経過していない方

問い合わせ先・ホームページURL

東海村役場 村民生活部 環境政策課
☎029-282-1711（内線1452）

<http://www.vill.tokai.ibaraki.jp/viewer/info.html?id=5536>

通院時タクシー利用料金助成事業

事業開始：平成18年4月～

事業内容

重度の心身障がい者や高齢者が通院のために自宅と保健医療機関との間でタクシーを利用した場合、料金の一部を助成します。

- ・タクシー利用料金の半額を助成します。（1回につき助成限度額5,000円）
- ・年間48枚のタクシー券を交付します。1回の乗車につきタクシー券1枚が利用できます。（5月以降の申請者は、月4枚ずつ減少）
- ・じん臓機能障がいの方（人工透析者）には、年間144枚のタクシー券を交付します。

支援の条件、対象者等

次のいずれかに該当する方

- 65歳以上で要介護1～5の方
- 身体障害者手帳1～3級の方
- 療育手帳 マルA・Aの方
- 精神障害者保健福祉手帳1・2級の方
- 指定難病特定医療受給者証をお持ちの方

問い合わせ先・ホームページURL

東海村役場 福祉部 高齢福祉課 高齢支援担当（介護認定を受けている方）
☎029-282-1711

なごみ・総合支援センター 障がい福祉課（障害者手帳の交付を受けている方、難病の方）
☎029-287-2525

<https://www.vill.tokai.ibaraki.jp/viewer/info.html?id=317>

【 大 子 町 】

令和元年6月1日現在

大子町タクシー利用助成事業

事業開始：平成26年4月～

事業内容

町内の交通手段がないために日常生活に支障をきたしている者に対し、タクシーの運賃及び料金の一部を助成する。

助成の対象となる経費は、乗降場所及び運行経路が町内である場合の、日常生活に必要不可欠な医療機関への通院、買い物、公共施設、金融機関の利用などに係るタクシーの利用料金。

助成金の額は、タクシーの利用1回につき利用料金の2分1で10円未満は切り捨てとする。なお、運転免許を自主返納された方は4分の3。

支援の条件、対象者等

町内に住所を有し、かつ、現に居住し、普通自動車、小型自動車、軽自動車を所有していない者、または、自動車を所有しているが運転できない者で次のいずれかに該当する者。

- (1) 満65歳以上の者
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けている者
- (3) 療育手帳の交付を受けている者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (5) 自立支援医療費を受給している者
- (6) 障害年金を受給している者
- (7) 特別障害給付金を受給している者

問い合わせ先・ホームページURL

大子町役場まちづくり課
☎0295-72-1131 (直通)

<http://www.town.daigo.ibaraki.jp/page/page000915.html>

【 美 浦 村 】

令和元年6月1日現在

美浦村高齢者運転免許自主返納支援事業

事業開始：平成25年4月～

事 業 内 容

自主的に運転免許の全部を返納した場合に、デマンドタクシーの登録料2,000円を無料にし、乗車券9,000円分を支給する。

支援の条件、対象者等

満年齢65歳以上の美浦村民で、運転免許の全部を返納し、村税を完納している者。

問い合わせ先・ホームページURL

美浦村役場経済建設部生活環境課
☎029-885-0340（代）

【 阿 見 町 】

令和元年6月1日現在

デマンドタクシーあみまるくんの運行

事業開始：平成23年2月～

事業内容

高齢者をはじめとする交通に不便をきたしている方の移動手段を確保するために、自宅や指定の場所から目的地まで乗り合いにより送迎を行っています。
※ご利用には利用登録が必要です。

支援の条件、対象者等

【ご利用要件】

- 阿見町にお住まいの方
- 一人で乗降が可能な方（お一人での乗降が難しい場合でも、介添人の同伴があればご利用可能です）

【ご利用料金】

- 大人（中学生以上）400円
- ※身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証をお持ちの方、介護保険法における「要介護者」「要支援者」「事業対象者」は、200円
- 小学生 200円

問い合わせ先・ホームページURL

阿見町地域公共交通活性化協議会（阿見町役場都市計画課内）
TEL 029-888-1111

<http://ami.civil.ibaraki.ac.jp/index.html>

要介護認定者福祉タクシー利用料金助成

事業開始：平成13年8月～

事業内容

利用者宅と特定の医療機関等の往復に必要な福祉タクシー料金の一部を助成します（社会福祉課の「障害者福祉タクシー利用券」被交付者、自動車税・軽自動車税の被減免者、施設等の入所者を除く）。片道を1回とし、年間最大24回までタクシー料金の9割を助成します（1回あたりの上限は4,000円）。

支援の条件、対象者等

阿見町にお住まいの方で、要介護1～5の認定を受けていて、外出時に常時車いす・ストレッチャーに乗ったままの移動を必要とする方（医師の証明が必要）

問い合わせ先・ホームページURL

阿見町役場保健福祉部高齢福祉課
☎029-888-1111（内線141・142・743）

<http://www.town.ami.lg.jp/>

【 河 内 町 】

令和元年6月1日現在

河内町コミュニティバスの運行

事業開始：平成26年4月～

事業内容

十三間戸（町内）から竜ヶ崎駅（龍ヶ崎市）まで運行
1日8便
料金 1回100円

支援の条件、対象者等

70歳以上の方の料金を免除

問い合わせ先・ホームページURL

河内町役場総務課
☎0297-84-2111（代）

<http://www.town.ibaraki-kawachi.lg.jp/kurashi/koutsu/index.html>

【 八 千 代 町 】

令和元年6月1日現在

八千代町福祉タクシー利用料金助成

事業開始：平成18年1月～

事業内容

この事業により、在宅の障害者等が適切な医学的治療若しくは機能回復又は各種福祉行事への参加を確保するための一助として、その通院若しくは通所のための往復に要するタクシー料金の一部を助成し、もつて障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

支援の条件、対象者等

町内に住所を有するもので次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、自動車税、軽自動車税を減免されている者及び世帯員が町税を滞納している者を除く。

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けた者で、障害の程度が1級、2級又は3級に該当するもの
- (2) 療育手帳の交付を受けた者で、障害の程度が((A))又はAのもの
- (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、障害の程度が1級又は2級のもの
- (4) 八千代町に居住する65歳以上の単身世帯のもの及び75歳以上の高齢者のみの世帯のもので所得税非課税世帯のもの
- (5) その他、町長が必要と認めるもの

助成の対象は、対象者が通院等に利用するタクシー料金とし、その額は1回の乗車につき初乗運賃相当額及び陸運局長が認可した小型車又は中型車に係る初乗り運賃相当額との低い方の額とする。利用券は、年間48回分を限度とする。

問い合わせ先・ホームページURL

八千代町役場保健福祉部長寿支援課
☎0296-48-1111(内線1210)

http://www.town.ibaraki-yachiyo.lg.jp/file/reiki/reiki_honbun/e076RG00000533.html

【 五 霞 町 】

令和元年6月1日現在

五霞町コミュニティ交通ごかりん号の運行

事業開始：平成27年10月～

事 業 内 容

五霞町コミュニティ交通ごかりん号の運賃支払い時に、いばらきシニアカードを提示すると100円(半額)で乗車できる

支援の条件、対象者等

いばらきシニアカード取得者（65歳以上であれば取得可能）

問い合わせ先・ホームページURL

五霞町役場生活安全課
☎0280-84-3618（直通）

【 境 町 】

令和元年6月1日現在

高齢者に対する支援事業

事業開始：平成17年10月～

事業内容

タクシー利用代金の一部助成
一日の上限を片道600円、往復1,200円、月に3,000円を限度額して利用可能

支援の条件、対象者等

70歳以上の高齢者が対象で、通院及びリハビリに通う方のみを対象

問い合わせ先・ホームページURL

境町役場 介護福祉課 0280-81-1323

【 利 根 町 】

令和元年6月1日現在

利根町高齢者運転免許証自主返納支援事業

事業開始：平成30年6月～

事業内容

運転免許証の全部を自主返納された方に、1人1回限り、下記のいずれかを交付する。

- ①大利根交通自動車株式会社が運行する路線バスの回数券 12000円分
- ②町が指定するタクシー会社の利用券 12000円分
- ③ ①と②の両方の組み合わせで、12000円分（各6000円）

支援の条件、対象者等

申請時、運転免許証の取消日又は運転経歴証明書[※]の交付日が過去5年以内の利根町民の方で、下記のいずれかに該当する方

- (1) 自主返納をした日において満65歳以上の者
- (2) 満64歳の者で、法第92条の2に規定する運転免許の有効期間が満了する日の直前の誕生日の一月前から誕生日の前日までに自主返納をした者

問い合わせ先・ホームページURL

利根町役場総務課消防交通係
☎0297-68-2211（代）

<http://www.town.tone.ibaraki.jp/page/page002895.html>